

民法改正 押さえておきたい 改正のポイント +雇用契約とハラスメント講習会

昨年4月、債権法に関する部分を中心に120年ぶりに民法が変わりました。「敷金は原則返って来るのか?」、「購入した商品に欠陥が見つかったら?」、「連帯保証は契約内容によっては無効になるものがある?」等改正された債権法に関する部分を中心に、あらためて取引実務上注意すべき部分について学びませんか。

併せて、民法に関する雇用契約書とハラスメントについても解説致します。是非、ご参加ください。

講座内容

◆主な法改正のまとめ

- ・保証、賃貸借、消滅時効、法定利率、債権譲渡、定型約款、危険負担、詐害行為取消権など

◆雇用に関する契約書の基礎知識

- ・賃金の消滅時効も改正!
- ・雇用の際の身元保証人は極度額が必要

◆2022年4月施行 パワハラ防止法

- ・パワハラ対策が事業主の義務に!
- ・職場における「パワーハラスメント」とは
- ・施行までに取り組まなければならないこと

講師

UMCサポート

行政書士

いけだ うみ
池田 有美 氏

2004年5月より、大手ビジネス資格の専門学校である大原学園にて、受講生の管理・指導、新設学校3校の立ち上げなどに携わる。行政書士としては国際業務を得意分野にしており、関東圏内に留まらず、様々な地域の日本企業や、何ヵ国もの国から相談を日々受けている。現在は、主に外国人雇用をテーマに講習会講師として各地で活躍中。

日 時

令和3年9月29日(水) 14:00~16:00

場 所

甲府商工会議所 5階ホール (甲府市相生2-2-17)

受講料

無料 定員 50名

備 考

ご希望の方は、専門家等による民法改正・雇用契約・パワハラ防止法などに関するご相談を承ります。日程等調整させていただきますので、担当までお申し出ください。

注 意

- 体調不良がすぐれない方、風邪の症状などがある方は来場をお控え下さい。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日はマスクの着用をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナー開催を中止する場合もございます。

お問い合わせ

甲府商工会議所 中小企業振興部 担当 羽田 (TEL 055-233-2241)

お申し込み

FAX 055-233-2131 HP (<https://www.kofucci.or.jp/seminar/>) →→→

FAXでお申込みの場合は、 こちらの申込書へご記入ください。	事業所名			個別相談 希望	有・無
所在 地			TEL		
			FAX		
氏 名			氏 名		

※ご記入頂いた情報は、講座運営にかかる諸連絡・事務、及び各種講座情報提供の目的に使用致します。